

鳥取市ふれあい収集

ふれあい収集とは・・・

ふれあい収集とは、高齢者の方や障がい者の方が、家庭から出るごみを、ごみステーションへ持ち出すことが困難な場合に、鳥取市が自宅前まで回収に行くサービスです。（このサービスを利用する場合も鳥取市指定ごみ袋使用が必要です）

対象世帯



現にホームヘルプサービスを利用し、次の要件に該当する家庭ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な世帯

- ① 要介護1以上の1人暮らしの世帯
- ② 視覚障がい又は肢体不自由2級以上の身体障害者手帳の交付を受けている1人暮らしの世帯
- ③ 知的障がいの程度がAの療育手帳の交付を受けている1人暮らしの世帯
- ④ 障がいの程度が1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている1人暮らしの世帯
- ⑤ ①から④に該当する者のみで構成される世帯

※特別養護老人ホームやグループホーム等の福祉施設に入居されている場合や、親族、近隣住民、ホームヘルパー、ボランティア等の協力でごみ出し可能な方は対象にはなりません。また、収集条件によってはお断りする場合もありますのでご了承ください。



ふれあい収集を利用するには申請が必要になります。

開始までの流れ

ケアマネージャー、
相談支援専門員に
による必要性の確認

申 請
申請は対象者本人
からとします

担当課による実態調査
(各総合支所市民福祉
課・障がい福祉課)

利用の決定

開始の日程調整

ふれあい収集開始

収集するごみの種類

可燃ごみ・プラスチックごみ・古紙類・食品トレイ・資源ごみ(びん・かん)・ペットボトル・乾電池等・小型破碎ごみの家庭から出るごみ

ふれあい収集を利用するにあたって・・・

- 鳥取市の家庭ごみの分別を行ってください。(可燃ごみ・プラスチックごみは、鳥取市指定の袋に入れて出してください)
- 収集日は、現在の収集日と同じです。
- ごみは、収集容器に入れて排出してください。

お問い合わせ先

- | | | |
|-----------|--------|-------------------|
| ○国府町総合支所 | 市民福祉課 | 電話番号 0857-39-0557 |
| ○福部町総合支所 | 市民福祉課 | 電話番号 0857-57-2812 |
| ○河原町総合支所 | 市民福祉課 | 電話番号 0858-76-3113 |
| ○用瀬町総合支所 | 市民福祉課 | 電話番号 0858-87-3783 |
| ○佐治町総合支所 | 市民福祉課 | 電話番号 0858-88-0212 |
| ○気高町総合支所 | 市民福祉課 | 電話番号 0857-82-3159 |
| ○鹿野町総合支所 | 市民福祉課 | 電話番号 0857-84-2013 |
| ○青谷町総合支所 | 市民福祉課 | 電話番号 0857-85-0021 |
| ○鳥取市生活環境課 | 廃棄物対策係 | 電話番号 0857-20-3217 |